

蓮田市審査基準等の設定及び公表に関する要領

(令和5年9月25日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び蓮田市行政手続条例（平成9年蓮田市条例第11号）に基づく審査基準等の設定及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審査基準等 審査基準、標準処理期間及び処分基準をいう。

(2) 処理課 処分を所管する課、室等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要領において使用する用語は、行政手続法及び蓮田市行政手続条例において使用する用語の例による。

(審査基準等の設定の主体)

第3条 審査基準等は、処理課において定める。

(審査基準の設定の特例)

第4条 処理課は、許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているときは、審査基準を定めることを要しない。

2 処理課は、当分の間、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、審査基準を定めないことができる。この場合において、処理課は、できるだけ早期にその具体化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 処分の先例がなく、又は極めてまれであって審査基準の設定が困難であるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、合理的な事由により具体的な基準の設定が困難であるもの

(標準処理期間の算定)

第5条 標準処理期間は、申請が行政庁の事務所に到達した日の翌日から起算して、当該申請に対する処分をする日までの日数（当該申請が到達した日に処分をする場合にあっては、即日）とする。

2 特定の日数を設定することが困難なときは、月又は一定の期間をもって標準処理

期間とすることができる。

3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

(1) 蓮田市の休日を定める条例（平成元年蓮田市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日（前項の規定により標準処理期間を定めたときを除く。）

(2) 申請をすることができる期間を定めた場合であって、当該期間内に申請のあったものを一括して処理するときは、申請のあった日から当該期間の末日までの期間

(3) 申請書の記載事項又は添付書類の不備等申請の形式上の要件に適合しないときは、申請者が当該申請の補正に要する期間

(4) 申請の審査に必要な資料の提供等を求めるときは、相手方がその求めに応じるまでの期間

(5) 公聴会の開催等により申請者以外の者の意見を聴くために要する期間
(準用)

第6条 第4条の規定は、標準処理期間及び処分基準の設定について準用する。

(整理票の作成及び公表)

第7条 処理課は、審査基準及び標準処理期間にあつては様式第1号の審査基準・標準処理期間整理票を、処分基準にあつては様式第2号の処分基準整理票を作成しなければならない。第4条各項の規定（前条において準用する場合を含む。）に該当する場合についても、同様とする。

2 前項の規定は、審査基準等の内容その他の記載事項を変更したときについて準用する。

3 処理課は、第1項の規定（前項において準用する場合を含む。）により審査基準・標準処理期間整理票又は処分基準整理票を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査基準及び処分基準を公にしないものとする。

(1) 人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障があると認められるもの

(2) 脱法行為を助長し、又は助長するおそれがあると認められるもの

(3) その他公共の安全と秩序の維持に支障があると認められるもの
(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査基準等の設定及び公表に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。
- 2 この要領の施行の日から令和6年4月30日までの間、第7条の規定の適用については、「作成しなければ」とあるのは「作成するよう努めなければ」と、「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

附 則 (令和6年3月29日総務部長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。